

## 提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

### 【計画の推進に関するもの】（12件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動きについて、性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設は4年前なので、開設という表現に少し違和感がある。「あさがお」による24時間365日の対応、としてはどうか。	「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の動きについて記載したものであり、原案のままとさせていただきます。
2	コロナ禍で企業等でもテレワークの導入が進められていることにより男性も家庭にいる時間が増えると思われる。男性が家事育児等を担うことができるよう、抵抗感をなくす等の啓発を進めることが必要と思う。	御意見について、今後、男性が主体的に家事・育児等を担うための普及啓発の取組を進める上で参考とさせていただきます。
3	重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革について、家庭生活の中で、特に、夫婦間の男女の役割分担の意識改革の問題が、依然、大きな課題として残っていて、特に、男性側の問題が大きいと考えている。社会の中で、この最も身近な最小単位の役割分担意識が変わらないのが、社会全体の意識が変わらない最大の原因と考える。おそらく、自分自身の家庭の中の役割分担意識がしっかりしている人は、社会の性別役割分担意識もしっかりしていると考えられるので、まずは、自分自身のことをしっかり考えられるようにするための、より効果的な対策が必要と考える。	
4	重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革について、「妻（女性）が家事・育児の担い手で、それを男性が手伝う（参加する）」この意識の構図が大きなネックである。自分自身の本来の役割・任務を行うことを「手伝う」とか「参画・参加する」といった表現を無意識にしてしまうこと、これこそが、「固定的な性別役割分担意識」である。本来任務を行うことを「参加」とは言わない、誤用であり、行政側の頑固な固定意識の大きな問題だと思う。「家事・育児を手伝う」意識を変えるためには、まずは、きちんとした日本語表記に改めて、普及・啓発を行わないと、若い世代にもずっと尾を引くことになる。家事・育児は、「手伝う」や「参画」でなく、「自分自身のこととして考え、行動すること」の重要性を訴えることで、きっと、意識も変わっていくものと確信する。	
5	重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革、【施策の展開方向】「C 男性の男女共同参画の推進」は、「C 男性の意識改革の推進、社会活動参画の促進」ではないか。「男性の男女共同参画を推進する」という表記に違和感がある。「男女共同参画」は、あくまでも、男性だけではなく、男女が一緒に取り組むことで結果的に共同参画になることであり、男性に参画を「推進」するのではなく、男性が参画するよう「促進」するのである。	御意見及び具体的施策の内容を踏まえ、「男性の家事・育児等参画の促進」に変更することとします。なお、女性雇用者割合が増加する一方で、依然として女性に家事・育児等の負担が偏っているという現状を踏まえ、男性も主体的に家事・育児等を担い、男女が協力して行っていただきたいという趣旨から、「参画」という表記とします。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	<p>重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革について、「男性の家庭（家事・育児）への参画」「父親の家庭教育への参加」という表記は、「固定的な意識にとらわれて、おかしいと思わない意識」だと思う。「男女共同参画」は、総称であって、スローガンだが、各論となると、他人が主導する地域活動などへの「参画」や「参加」や「協働」などもあるが、「家事・育児」は自分自身の本来の任務なので「参画」ではなく、「役割分担」になる。</p>	<p>女性雇用者割合が増加する一方で、依然として女性に家事・育児等の負担が偏っているという現状を踏まえ、男性も主体的に家事・育児等を担い、男女が協力して行っていただきたいという趣旨から、「参画」という表記としているため、原案のままとさせていただきます。</p>
7	<p>重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革、【現状と課題】中、「男性の家庭への参画を促す」は、「男性の家庭内での男女の役割分担を見直すことを促す」ではないか。「家庭への参画を促す」では、「家事・育児の分担をまったくしていない場合に、少しでも分担するように促す」といった意味合いとなり、実際はまったく分担していない人はいないので、「今の役割分担をよく話し合っで見直す」ように促すことが、現実的である。</p>	
8	<p>重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革、【施策の展開方向】「C 男性の男女共同参画の推進」について、「男性が家事・育児や介護、地域活動への参画」とあるが、「男性が家事・育児の役割分担を見直すことや介護、地域活動への参画」ではないか。男性（夫）が家事・育児を行うことは、自分自身のことなので、「参画」は不適當。夫婦で自身の役割を分担するのが正解。「参画」では、自身のこととして主体的に行動する意味合いが薄れる。</p>	
9	<p>重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革、Cの【具体的施策】①について、「家庭生活・地域活動への参画」は、「家庭生活での分担見直しや地域活動への参画」ではないか。</p>	
10	<p>重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革、Cの【具体的施策】②について、「家事・育児へ参画」を「家事・育児を分担」、「家事参画」を「家事分担」、「家事・育児参画」を「家事・育児の分担の見直し」ではないか。</p>	
11	<p>重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革、Cの【具体的施策】③について、「家事・育児参画」を「家事・育児の分担」ではないか。</p>	
12	<p>重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革、Cの【具体的施策】④について、「家庭教育への参加」を「家庭教育の分担の見直し」ではないか。</p>	<p>「家庭教育への参加」について、「家庭教育への参画」とし、表記を統一します。</p>

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】（17件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含むの中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していないと感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
2	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。</p>	
3	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
4	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
5	<p>同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
6	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
7	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
8	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p>	
9	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願う。</p>	
10	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期限延長を求める。</p>	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	
12	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度であったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月24日の中国新聞、12月26日の山口新聞)により広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。
13	今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4・5段広告)に掲載案件・未掲載案件(別途小広告掲載)に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。	
14	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。	
15	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。	
16	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	意見提出者は4名、意見は30件寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。
17	パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2・3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間とを感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。

【その他】(1件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	学識経験者(人権、法律、医療、福祉、労働等)や関係団体、一般公募で構成する男女共同参画審議会を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きし、いただいたご意見を最終案に反映させています。